

2025年8月8日

特許表示

三好内外国特許事務所

弁理士 高橋俊一



過日、「特許権の存続期間満了に伴い、引き続き特許権が存在していたことを表示したいが、どのような表記とすべきか」という相談を受けた。特許表示についての相談は、これまで受けたことがなかったテーマである。回答としては、当然かもしれないが、表現は兎も角、対象製品に用いられていた特許権が存続期間満了により消滅したことが第三者に明確に理解できるようなものとすべき、ということになる。

特許表示については、表示義務が特許法第187条に規定され、虚偽表示の禁止が特許法第188条及び第198条に規定されており、この両規定からは、少なくとも特許権の存続期間満了後はそれまで表示していた特許表示を引き続き継続することはできない。引き続き存続期間満了前の特許表示を継続することは、虚偽表示となる。しかし、このような虚偽表示を正面から争った事例については聞いたことがない。日本では、後述するが米国のように特許表示を損害賠償請求する上での要件とはしていない。また、虚偽表示については、上記特許法第198条で刑事罰の対象になっているものの、その行為が故意であることの立証が難しいことから、刑事罰が適用されるリスクは極めて小さいと考えられる。このようなことから、日本では、特許表示があまり問題とならず、法律上も義務に留まっているのである。

ただ、特許の虚偽表示については、不正競争防止法の観点から問題となり得ることを忘れてはならない。すなわち、不正競争防止法第2条第1項第20号には、「商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為」が不正競争に該当すると規定されている。そして、不正競争防止法の逐条解説には、「品質」を誤認させる表示として、特許発明の実施品であるかのようにした表示が挙げられている。例えば、巻き爪矯正具事件(大阪地裁平成24年11月8日判決)では、特許発明の実施品ではなくなった製品について、「国際的な特許で保護されている」や「特許を取

得している」との記載をしていたことが不正競争行為に該当するとされた。また、アースベルト事件（仙台高裁平成4年2月12日判決（差戻控訴審））では、不正競争とされる混同惹起行為の有無の判断過程において、原告製品の周知性を獲得するために、原告製品自体及び広告に特許表示と紛らわしい「PAT」の文字を表示したことが特許法第188条及び第198条に該当すると判断された。

一方、米国では、特許製品に特許表示を付していることが損害賠償請求する上での要件とされており（米国特許法第287条）、特許権のステークホルダーにとっては特許表示が重要であると言える。現在は、特許権消滅後も継続して特許番号を表示している虚偽表示者を罰金目当てで訴える「マーキング・トロール訴訟」の頻発を防止するために2011年に導入された「バーチャルマーキング」（特許番号を付す代わりに、特許番号が記載されたウェブサイトに誘導するためのURLを記載すること）が特許表示の手段の一つとして規定されている。ただ、具体的な表示形式及びその有効性については、未だ議論の余地があるようである。

米国のように特許表示を損害賠償請求の要件あるいは効果的とする国は、台湾、英国、インド、オーストラリアがある。特許表示を損害賠償請求の要件としていない国は、日本、中国、ドイツ、フランス、韓国、インドネシアなどがある。特許表示については、国によって取り扱いが異なることから、特許権を取得した際には気をつけたい処である。

特許表示については、政府の「新しい資本主義実現会議」において示された「中小・小規模企業・スタートアップが保有する知的財産の侵害を抑止するため・・・知的財産を侵害させない取り組みを行う」との方針を受けて、特許制度小委員会において、侵害抑止の取り組みの一環として例えば特許表示と損害賠償請求や侵害の認定等の諸制度とを関連付ける等の特許表示の機能向上について検討することが表明されており、今後の流れを注視したい。

以上